

2021 稲毛ウィークヨット選手権大会 兼 東日本セーリングカップ

帆走指示書

(Sailing Instructions)

1 適用規則

- 1.1 本大会は 2021-2024 セーリング競技規則（以下「規則」という。）に定義された規則を適用する。ただし、本帆走指示書（以下「指示」という）によって変更されたものを除く。
- 1.2 『セーリング装備規則 2021-2024』および日本セーリング連盟規程を適用する。
- 1.3 各クラス規則を適用する。ただし、競技規則 87 に基づき、国際 FJ 級クラス規則 24th MAY 2010 を国際 FJ 級クラス規則 2004 に変更する。なお、セール番号と艇体番号は同一でなくてもよい。
- 1.4 競技規則 42 の違反に対しては、競技規則付則（以下「付則」という）P を適用する。
- 1.5 付則 D は適用しない。
- 1.6 付則 T を適用する。「レース後ペナルティー」を履行した艇は、得点略語「ARB」を用いて記録される。これは、規則 A10 を変更している。
- 1.7 [SP] は、レース委員会またはテクニカル委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。これらの違反と関連するペナルティーのガイドラインは、公式掲示板に掲示される。標準ペナルティーを課された艇の得点略語は「STP」である。レース委員会またはテクニカル委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。
これは規則 63.1、A5 及び A10 を変更している。
- 1.8 [NP] は、この規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則 60.1(a) を変更している。
- 1.9 [DP] 競技者および支援者は、主催団体からのあらゆる合理的な指示に従わなければならない。従わない場合、不正行為にあたる可能性がある。ここでいう「不正行為」とは、規則 69 にいう不正行為を指す。
- 1.10 COVID-19 対策のための指針やガイドラインなどを実践する目的でレースオフィシャルズがとった合理的な行動は、必要のない行動であったと後に判明したとしても、不適切な処置や不手際にはあたらない。

2 選手とのコミュニケーション

- 2.1 競技者への通告は、陸上本部に設置された公式掲示板に掲示されるとともに、LINE のオープンチャットで通告される。サイト等の不具合等は、艇からの救済の要求の根拠とはならない。これは規則 60.1(b) を変更している。
- 2.2 陸上本部は、稲毛ヨットハーバー内に位置する。

3 帆走指示書の変更

- 3.1 帆走指示書（以下、「指示」という。）の変更は、それが発効する当日の当該クラス予告信号予定時刻の 60 分前までに陸上本部横に設置された公式掲示板に掲示される。
- 3.2 レースエリアの変更は、当該レースの「D旗」掲揚までに陸上本部横に設置された公式掲示板に掲示される。

- 3.3 レース日程の変更は、それが発効する前日の 17 時 00 分までに陸上本部横に設置された公式掲示板に掲示されるとともに、LINE オープンチャットで通告される。

4 陸上で発せられる信号

- 4.1 陸上で発せられる信号は、陸上本部に設置された信号柱に掲揚する。また同時に、大会 LINE オープンチャットで内容を発信される。以下、陸上で発せられる信号には、大会 LINE オープンチャットでの発信も含まれる。
- 4.2 [NP] [DP] 音響 1 声とともに掲揚される「D旗」は、「予告信号は、D旗掲揚後 30 分以降に発する。」ことを意味する。艇は、この信号が発せられるまで、離岸してはならない。「D旗」が「クラス旗」の上に掲揚された場合、そのクラスのみ適用する。
- 4.3 指示 5.1 に示された個別のレースに対して、「回答旗」は掲揚しない。予告信号予定時刻の 30 分前までに「D旗」が掲揚されない場合、そのレースの予告信号は、時間の定めなく延期されている。

5 競技日程

- 5.1 競技の日程は、以下のとおりとする。

5月2日(日)	10:00	開会式(SNSで実施) 選手・監督ブリーフィング(オープンチャット)
	12:00	最初のレースの予告信号予定時刻 引き続きレース
5月3日(月)	8:30	ブリーフィング(オープンチャット)
	9:30	その日の最初のレースの予告信号予定時刻 引き続きレース
5月4日(火)	8:30	ブリーフィング(オープンチャット)
	9:30	その日の最初のレースの予告信号予定時刻 引き続きレース
	16:00	閉会式・表彰式(稲毛ヨットハーバー内大会陸上本部前)

- 5.2 各クラスとも、予定されるレース数は 10 レースとし、一日に行うレースは最大 6 レースとする。ただし、天候等の理由により、この数を上回る数のレースを行うことがある。
- 5.3 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するため、予告信号を発する最低 5 分以前に、レース委員会信号艇に音響 1 声とともに「オレンジ色のスタート・ライン旗」を掲揚する。
- 5.4 5月4日は、13:30 を超えて予告信号を発しない。

6 クラス旗

クラス旗は、以下のとおりとする。

競技種目	クラス旗
420級・FJ級・SS級	白色420級旗
レーザーラジアル級・レーザー級	レーザー旗

7 レースエリア

- 7.1 稲毛ヨットハーバー沖の「添付資料1」に示す位置に、レースエリアを設定する。

7.2 「添付資料1」どおりのレースエリアにならなくても、艇からの救済の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。

8 コース

- 8.1 「添付資料2」の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 8.2 予告信号以前に、レース委員会信号艇に「艇の帆走すべきコース」および「最初のレグのおおよそのコンパス方位」を掲示する。
- 8.3 艇の帆走すべきコースは次のとおりとする。
- (a) 数字旗 1 が掲揚されたとき・・・コース 1
 - (b) 数字旗 2 が掲揚されたとき・・・コース 2
 - (c) 数字旗 3 が掲揚されたとき・・・コース 3

9 マーク

- 9.1 マーク 1 および 2 は、黄色の円錐形のブイとする。
- 9.2 マーク 3P、3S、4P、4S は、赤色の球形のブイとする。
- 9.3 指示 11.1 に規定する新しいマークは、オレンジ色の円錐形のブイとする。
- 9.4 スタート・マークは、スターボードの端にある海上本部船と、ポートの端にあるレース委員会艇とする。
- 9.5 フィニッシュ・マークは、青色旗を掲げたレース委員会艇と、その反対側にある黄色の球形ブイとする。

10 スタート

- 10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上に「オレンジ色旗」を掲揚しているポールまたはマストの間とする。
- 10.2 [NP] [DP] 予告信号が発せられていないクラスの艇は、他のクラスのスタート手順の間、スタート・ラインから概ね 50m 以内のスタート・エリアを回避しなければならない。
- 10.3 スタート信号後 4 分以内にスタートしない艇は、審問なしに「スタートしなかった (DNS)」と記録される。これは規則 A5.1 及び A5.2 を変更している。
- 10.4 ゼネラル・リコールの際、艇に速やかに知らせるためレース委員会信号艇以外のレース委員会艇にも「第 1 代表旗」を掲揚する場合がある。ただし、レース委員会信号艇以外の当該レース委員会艇が行う「第 1 代表旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は、降下の 1 分後に発する」の意味を持たないものとし、また、音響の有無も無視されるものとする。これは規則レース信号および 29.2 を変更している。

11 コースの次のレグの変更

- 11.1 コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、指示 9.3 に示す新しいマークを設置し（または、フィニッシュ・ラインを移動し）、実行できれば直ぐに「元のマーク」を除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは「元のマーク」で置き換える。
- 11.2 レグの長さの変更を示す「+」および「-」の表示は行わない。この項は競技規則 33 (b) を変更している。

12 フィニッシュ

- 12.1 フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク上に「青色旗」を掲揚しているポールと、その反対側にある黄色の球形ブイの間とする。
- 12.2 引き続きレースを行う場合には、フィニッシュ・マークのレース委員会艇にF旗を掲揚する（音響信号なし）。F旗が掲揚されている場合、「フィニッシュしたレース艇は速やかにスタート・エリアに戻ることを求められている。

13 スタート後の短縮または中止

- 13.1 レース委員会は規則 32.1 に基づくほか競技の公平性に影響を及ぼすと考えられる大幅な風向・風速の変化が発生した場合およびスタート後概ね 30 分以内に先頭艇が最初のマークに到達しそうでない場合はレースを中止することができる。また、スタート後概ね 60 分以内にレースが終了しそうでない場合、コースを短縮またはレースを中止することができる。この項は競技規則 32.1 を変更している。
- 13.2 指示 13.1 に示す時間どおりにならなくても救済の要求の根拠とはならない。この項は競技規則 62.1(a) を変更している。
- 13.3 スタート信号後にレースを中止する場合、艇に速やかに知らせるため、レース委員会信号艇以外のレース委員会艇にも、「N旗」「H旗の上にN旗」あるいは「A旗の上にN旗」を掲揚することがある。ただし、レース委員会信号艇以外の当該レース委員会艇が行う「N旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は、降下の1分後に発する」の意味は持たないものとし、また、音響の有無も無視されるものとする。これは規則レース信号および規則 32.1 を変更している。

14 レース・タイム・リミット

- 14.1 レース・タイム・リミットは、各クラスとも、競技規則 29.1 および 30 に違反しないでスタートし、競技規則 28 のとおり帆走した先頭艇のフィニッシュ後 10 分とする。
- 14.2 レース・タイム・リミット内にフィニッシュできず、かつ、その後リタイアせず、ペナルティーを課されず、または救済を与えられなかった艇は、審問なしにタイム・リミット超過 (TLE) と記録される。TLE となった艇は、レース・タイム・リミット内でフィニッシュした最後の艇が獲得した得点よりも、フィニッシュ順位に対し、1 多い得点が記録される。これは規則 35、A5.1、A5.2、A10 を変更している。

15 抗議と救済要求

- 15.1 抗議、救済要求および審問再開の要求は、陸上本部で入手できる用紙に記入の上、締切時間内に陸上本部に持参して提出しなければならない。
- 15.2 抗議締切時刻は、その日の当該クラスの最終レース終了後、またはレース委員会が「本日はこれ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時刻を延長することがある。
- 15.3 レース委員会、テクニカル委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、規則 61.1(b) に基づき伝えるために、陸上本部横に設置された公式掲示板に掲示する。
- 15.4 指示 1.4 に基づき、規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは陸上本部横に設置された公式掲示板に掲示する。

- 15.5 指示 1.7 に基づき標準ペナルティーを課された艇のリストを大会陸上本部横に設置された公式掲示板に掲示する。ただし、指示 1.7 に基づき審問を経て DPI を課された艇は掲示しない。
- 15.6 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告を陸上本部横に設置された公式掲示板に掲示する。審問は、プロテスト・ルームまたは対象者にあらかじめ連絡された Web 会議「Zoom」にて掲示された時刻に始められる。
- 15.7 [DP] レース公示 13(8)、13(9)、24、および[NP]と記された帆走指示書の規則の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは規則 60.1(a)を変更している。
- 15.8 審問再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。
- (a) 要求する当事者が前日に判決を通告された場合、翌日の 9 時まで。
- (b) 要求する当事者が大会最終日に判決を通告された場合、その通告から 15 分以内。
これは規則 66 を変更している。
- 15.9 大会最終日のプロテスト委員会の判決に対する救済要求は、判決の掲示から 15 分以内に提出されなければならない。これは規則 62.2 を変更している。

16 競技の得点と順位

- 16.1 本大会は各競技種目とも 10 レースが予定され、それぞれ 1 レースの完了を持って成立とする。
- 16.2 各種目とも成立したレースが 4 レース以下の場合は、艇の得点は全レースの合計得点として順位を決定する。5 レース以上成立した場合は、最も悪いレースの得点を除外したレースの合計得点として順位を決定する。
- 16.3 掲示されたレースまたはシリーズの成績結果の中に誤りがあるとして訂正を要請する場合、艇はレース委員会事務局で入手できる「得点照会申請書」に所定の事項を記入の上、「レース委員会事務局」に要請することができる。
- 16.4 付則 A 5.3 が適用される。
- 16.5 指示 17 の申告の手続きの誤りがあった艇に対して、レース委員会は審問なしに「PTP」の略語を付し、「確定順位+3」点の得点を記録する。ただし、そのレースの「TLE」得点より悪くなることはない。この項は競技規則 63.1 および付則 A5.1 を変更している。

17 [NP] [SP] 申告

- 17.1 出艇および帰着申告は、LINE オープンチャットにて手続きを行う。
- 17.2 LINE オープンチャットでの申告手続きは艇の艇長が行わなければならないが、レース委員会が正当と認めた場合、その代理人でもよい。
- 17.3 出艇しようとする艇の艇長は、当該レースの「D旗」掲揚 20 分後までに LINE オープンチャットにて出艇申告を行わなければならない。出艇申告をした艇で、当日の出艇を取り消す艇の艇長は、上記時間内に LINE オープンチャットにて出艇申告の取消しをしなければならない。
- 17.4 帰着した艇の艇長は、帰着後直ちに LINE オープンチャットにて帰着申告を行わなければならない。帰着申告は当該種目のレース終了後(引き続きのレースが行われた場合、そのレース終了後)、またはレース委員会が、「本日これ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分後までに行わなければならない。ただし、レース委員会の裁量により、この時間を延長することがある。
- 17.5 レースの中止または延期により帰着した場合も、帰着申告を行わなければならない。中止または延期されたレースが再開される場合は、指示 17.3 に従い、再度出艇申告を行わなければならない。

らない。

- 17.6 リタイアしようとする艇および引き続き行われるレースに出走しない艇は、可能な場合にはリタイアの意思を近くのレース委員会艇に伝え、速やかにレース海面を離れなければならない。当該艇の艇長は、帰着後直ちに指示 17.4 の帰着申告を行ったうえ、LINE オープンチャットにてリタイア報告しなければならない。

18 安全規定

- 18.1 レース艇が自ら救助を求める場合は、救助する船に対して「片手を高く上げて」合図すること。
- 18.2 レース委員会は、危険な状態にあると判断した艇に対し、リタイアの勧告および強制救助を行うことができる。これは艇による救済要求の根拠にはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。
- 18.3 艇は、安全のみを目的とした常識的に適当な大きさの浮力体をマストトップ付近に取り付けても良い。この浮力体のレース中における破損または紛失は抗議の対象とはならない。また、その交換または修繕は指示 19.1 によるテクニカル委員会の承認は必要としない。
- 18.4 レース委員会への出艇申告および帰着申告の履行をもって、千葉市稲毛ヨットハーバーへの出港届および帰港届は完了したものと見なし、これを免除する。

19 装備の交換と計測のチェック

- 19.1 [DP] 損傷または紛失した装備の交換は、テクニカル委員会の承認なしには許可されない。装備の交換要請は、最初の妥当な機会にテクニカル委員会で入手できる文書に記入のうえ、テクニカル委員会に持参して提出しなければならない。
- 19.2 艇、ボードまたは装備は、規則に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。海上で艇またはボードは、計測艇により検査のため、直ちに指定したエリアに向かうことを指示されることがある。

20 運営艇

- 20.1 運営艇の識別旗は、下記のとおりとする。

運営艇	識別旗
レース委員会艇	白色旗（無地）
プロテスト委員会艇	ピンク色旗
救助艇	白色旗に赤字「R」

- 20.2 紛失等による運営艇の識別旗の非掲揚は、艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。

21 [NP] [DP] 支援者艇

- 21.1 支援者艇は、艇およびすべての運営艇の運航を妨げてはならない。また、最初にスタートするクラスの予告信号時刻からすべての艇がフィニッシュするかもしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発した後 2 分間までは、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。
- 21.2 引き続きレースが行われる場合、支援者艇は、艇がフィニッシュしてから次の予告信号が発せられるまでの間、艇がレースをしているエリアの外側で競技者への飲食物およびごみの授受支援を行うことができる。ただし、レース委員会からの要請に基づく場合を除き、その他の物品の授

受や、艇の曳航等の支援行為を行ってはならない。

- 21.3 天候等の状況によりレース委員会から各支援者艇に対する救助要請を行う場合、レース委員会艇に「ピンク色旗」を掲揚する。この場合、指示 21.1 および 21.2 のただし書き以下は適用されない。この救助要請はレースエリア毎に掲揚され、クラス旗の上に掲揚された場合は、そのクラスのみ当該信号が適用される。
- 21.4 規則 63.1 中の「30.4」の後に「64.5(b)」を挿入する。

22 [DP] 無線通信

緊急の場合を除き、艇は無線送信も、すべての艇が利用できない無線通信の受信もしてはならない。この制限は、携帯電話およびGPSにも適用する。

23 ごみの処分

ごみは、支援者艇または運営艇に渡してもよい。

24 賞

賞は、レース公示どおりとする。

25 リスク・ステートメント

規則 3 には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇にのみある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。

26 規則違反によって生じた損害の補償

主催団体は、規則等に違反した艇の乗員に対して、その規則違反によって生じたすべての損害の補償を命じることができる。その損害の補償に関しては、競技委員会の査定に従うものとする。

27 帆走指示書に関する質問

帆走指示書に関する質問は、2021 年 4 月 28 日（水）まで文書でのみ受け付ける。

質問の送り先は、次のとおりとし、質問についての回答は大会会場の公式掲示板に掲示される。

〈送付先〉 〒261-0003 千葉市美浜区高浜 3-1-1 千葉市立稲毛高校内

稲毛ウィーク事務局 都澤 効

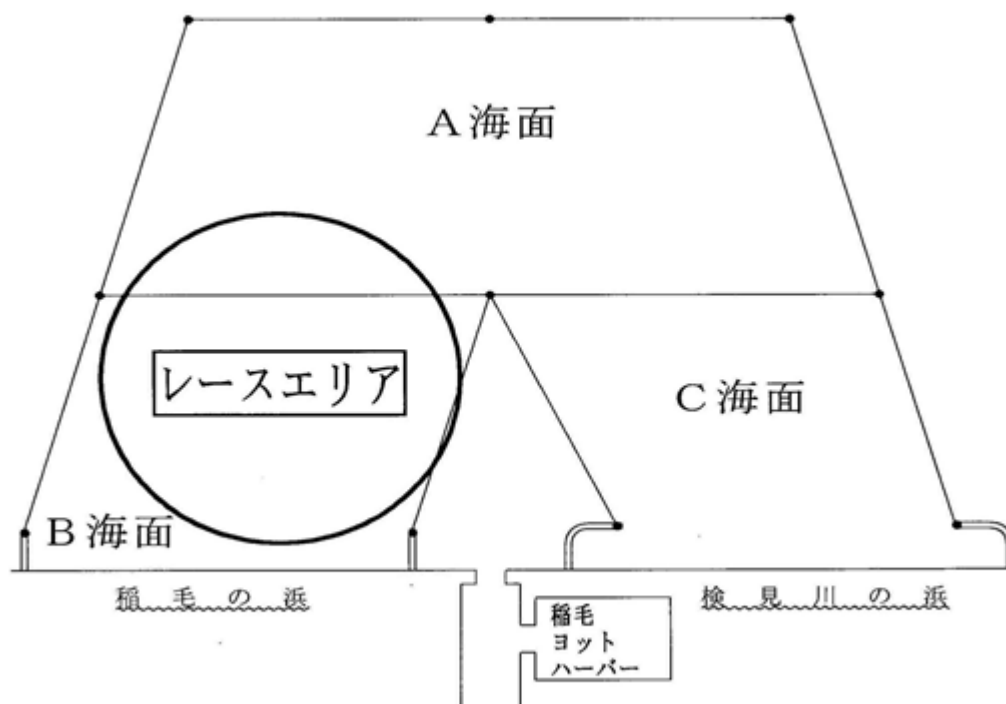
Tel. 043-277-4400 (携帯) 090-4916-6195

Fax. 043-279-0565

メールアドレス hironaomuku [at] hotmail.com

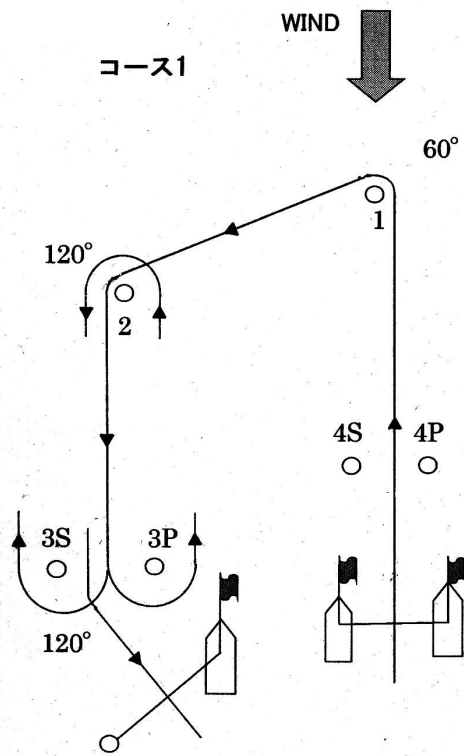
※送信時は、【at】を@に変えて送信のこと。

添付資料1 レースエリア

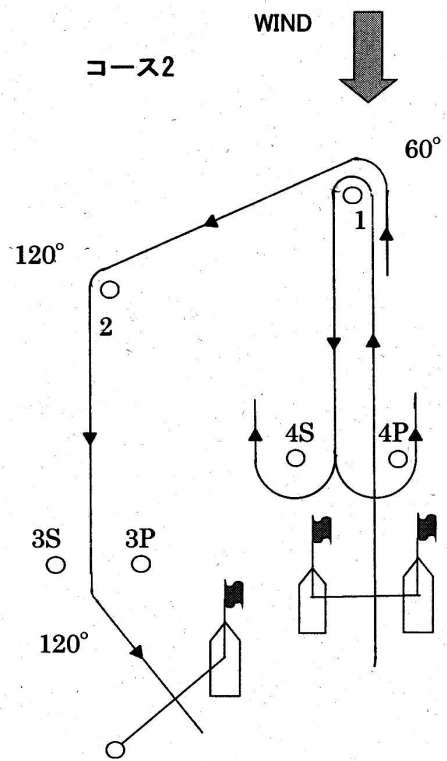


各海面の中間・境界に位置する「・」は、灯標（海上は浮灯標）である。

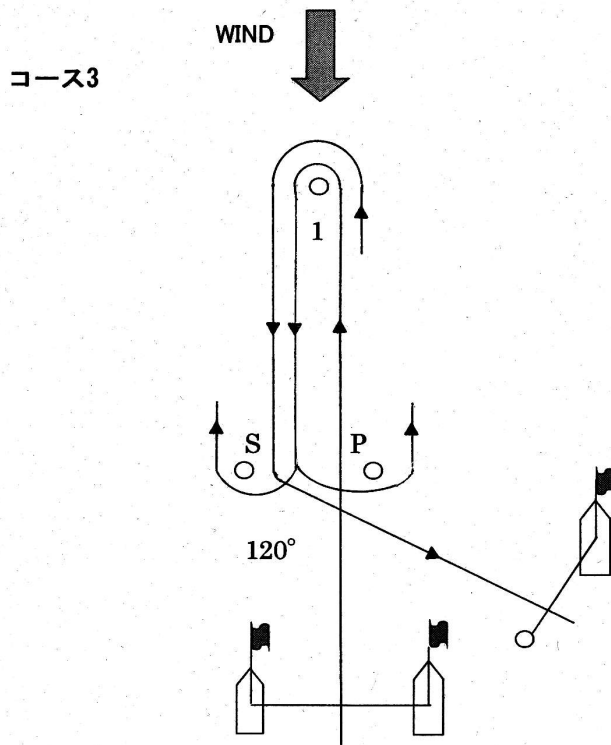
添付資料2 コース



スタート-1-2-3PS(ゲート)-2-3P-フィニッシュ



スタート-1-4PS(ゲート)-1-2-3P-フィニッシュ



スタート-1-PS(ゲート)-1-P-フィニッシュ